

# 第3期 宮城県がん対策推進計画 の骨子（案）について

平成29年6月



# 第1章 宮城県がん対策推進計画について

## 1 策定の趣旨

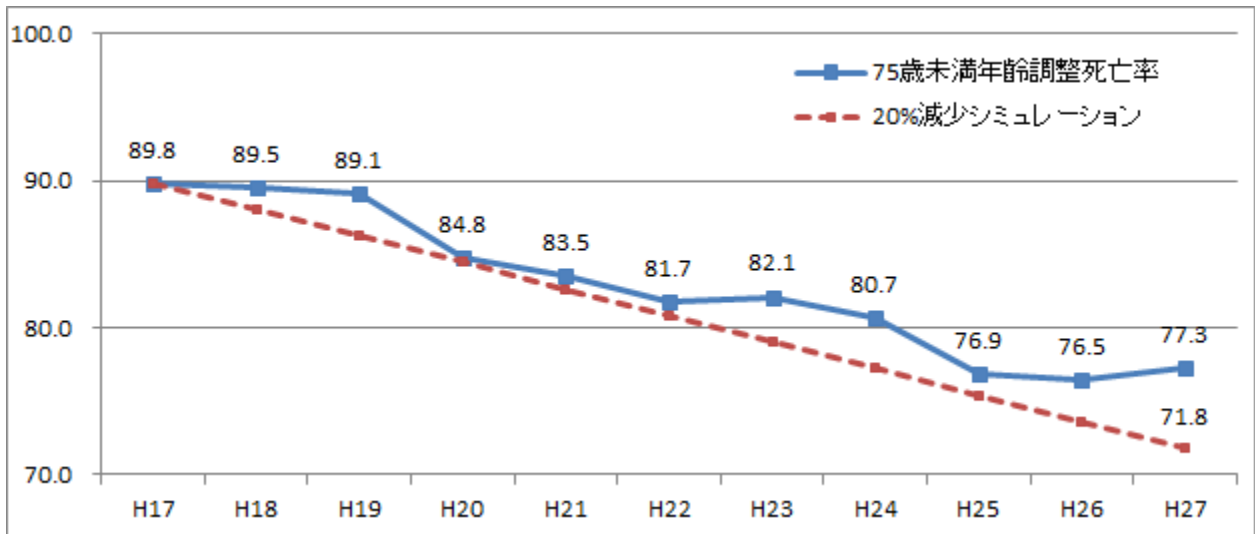
○がんは、宮城県では昭和59年から死因の第1位。年間約6千人ががんが原因で死亡。生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計。

○県では、国の「がん対策推進基本計画」を基本とし、平成20年3月に「宮城県がん対策推進計画」（以下「県計画」という。）、平成25年3月に「第2期計画」を策定、各種取り組みを行っており、一定の成果を得られた。

がん予防，がん検診受診促進，がん医療の充実，緩和ケアの推進，情報提供，相談支援機能の充実，地域がん登録の一層の促進，小児がん，がん教育・普及啓発，がん患者の両立支援，がん研究

がんの年齢調整死亡率は減少傾向で推移

【宮城県・75歳未満年齢調整死亡率の推移】



(出典：国立がん研究センターがん対策情報センター)

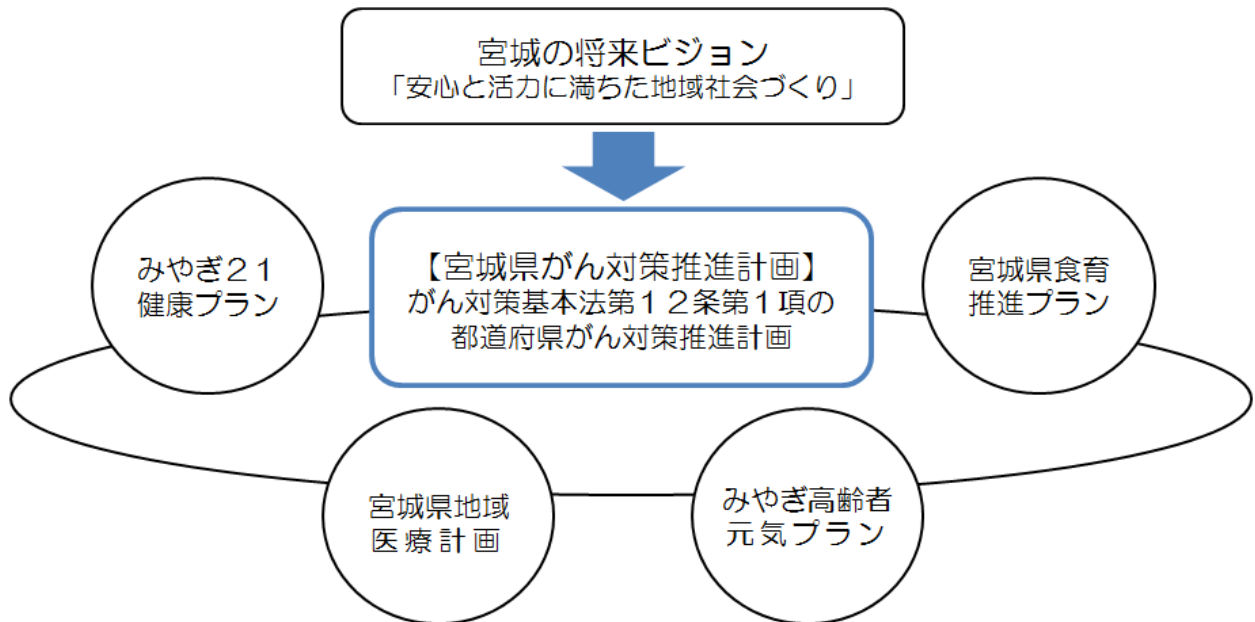
○しかし、第2期県計画の策定から4年が経過。

- ・高齢化→がんの罹患・死亡の増
- ・がん医療や支援に地域格差・施設間格差
- ・就労等を含めた社会的な問題
- ・新たな課題（希少がん・難治性がん，がんゲノム医療）

○国の第2期がん対策推進基本計画（以下「国基本計画」という。）が見直されている。  
→宮城県においても「第3期宮城県がん対策推進計画」を策定するもの。

## 2 計画の位置づけ

- がん対策基本法（以下「基本法」という。）第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画としての位置づけ。
- 実施に当たっては、既存の関連計画と調和・連携を持つ。



## 3 計画の構成

|     | タイトル            | 内 容                       |
|-----|-----------------|---------------------------|
| 第1章 | 宮城県がん対策推進計画について | 本章                        |
| 第2章 | がんを取り巻く現状       | 罹患・死亡・検診・医療等の各種データ        |
| 第3章 | 目指す宮城のすがた       | 国基本計画の「 <u>全体目標</u> 」を参考  |
| 第4章 | 分野別施策           | 国基本計画の「 <u>分野別施策</u> 」を参考 |
| 第5章 | 計画推進の役割         | 各主体の役割                    |

## 4 計画の策定年度・期間

- 策定年度：平成29年度
- 対象期間：平成30年度から平成35年度まで（6年間）

|      |                 |      |      |      |      |                    |      |      |      |      |                |      |      |      |      |      |      |      |
|------|-----------------|------|------|------|------|--------------------|------|------|------|------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
| (西暦) | 2007            | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012               | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017           | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
| (和暦) | H19             | H20  | H21  | H22  | H23  | H24                | H25  | H26  | H27  | H28  | H29            | H30  | H31  | H32  | H33  | H34  | H35  | H36  |
| 国    | がん対策推進基本計画(5年)  |      |      |      |      | 第2期がん対策推進基本計画(5年)  |      |      |      |      | 第3期がん対策推進基本計画  |      |      |      |      |      |      |      |
| 県    | 宮城県がん対策推進計画(5年) |      |      |      |      | 第2期宮城県がん対策推進計画(5年) |      |      |      |      | 第3期宮城県がん対策推進計画 |      |      |      |      |      |      |      |

## 第2章 がんを取り巻く現状

- 1 人口の現状と将来
- 2 がんの罹患，死亡等の状況
- 3 がん医療の状況
- 4 がん検診の状況
- 5 がんの医療費の状況

各種データを掲載

## **第3章 目指す宮城のすがた**

### **1 全体目標**

○がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんを克服することを目指して、以下の目標を平成30年度から6年間の全体目標として設定。

#### **(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実～がんを知りがんを予防する～**

○がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させる。県民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。

#### **(2) 患者本位のがん医療の実現～適切な医療を受けられる体制を充実させる～**

○がん医療の質の向上と、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化と、効率的かつ持続可能ながん医療を実現する。

#### **(3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～**

○がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備する。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就労支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就労支援等を行う仕組みを構築することで、がん患者が、いつでも、どこに居ても、尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する。

### **2 基本方針**

#### **(1) がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施**

○基本法の理念に基づき、がん患者を含めた県民が、がん対策の中心であるとの認識の下、がん患者を含めた県民の視点に立ってがん対策を実施していく。

#### **(2) 総合的かつ計画的ながん対策の実施**

○がんから県民の生命と健康を守るために、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施していく。

#### **(3) 目標とその達成時期の考え方**

○計画では、これまでのがん対策に関する目標との整合性を図りつつ、全体目標とそれを達成するために必要な個別目標を設定する。

○また、原則として、全体目標と個別目標を達成するために要する期間を設定する。

## **第4章 分野別施策**

### **1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ～がんを知りがんを予防する～**

#### **(1) がんの1次予防**

＜がんの予防法＞

- ① 生活習慣について
- ② 感染症対策について

#### **(2) がんの早期発見, がん検診 (2次予防)**

- ① 受診率向上対策について
- ② がん検診の精度管理等について
- ③ 職域におけるがん検診について

### **2. 患者本位のがん医療の実現 ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～**

#### **(1) がんゲノム医療 [新]**

#### **(2) がんの手術療法, 放射線療法, 薬物療法, 免疫療法の充実**

- ① がん医療提供体制について (医療提供体制の均てん化・集約化, 医療安全, 制度の持続可能性等)
- ② 各治療法について (手術療法, 放射線療法, 薬物療法, 免疫療法)
  - (ア) 手術療法について
  - (イ) 放射線療法について
  - (ウ) 薬物療法について
  - (エ) 科学的根拠を有する免疫療法について

#### **(3) チーム医療の推進**

#### **(4) がんのリハビリテーション [新]**

#### **(5) 支持療法の推進 [新]**

#### **(6) 希少がん, 難治性がん対策 (それぞれのがんの特性に応じた対策) [新]**

- ① 希少がんについて
- ② 難治性がんについて

#### **(7) 小児がん, AYA世代のがん, 高齢者のがん対策 [新]**

- ① 小児がんについて
- ② AYA世代のがんについて
- ③ 高齢者のがんについて

#### **(8) 病理診断 [新]**

#### **(9) がん登録**

### 3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～

#### (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

- ① 緩和ケアの提供について
- ② 緩和ケア研修会について
- ③ 普及啓発について

#### (2) 相談支援, 情報提供

- ① 相談支援について
- ② 情報提供について

#### (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援

- ① 拠点病院等と地域との連携について
- ② 在宅緩和ケアについて

#### (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題 (サバイバーシップ支援)

- ① 就労支援について
  - (ア) 医療機関等における就労支援について
  - (イ) 職場や地域における就労支援について
- ② 就労以外の社会的な問題について

#### (5) ライフステージに応じたがん対策 [新]

- ① 小児・AYA世代について
- ② 高齢者について

### 4. これらを支える基盤の整備

#### (1) がん研究

#### (2) 人材育成

#### (3) がん教育, がんに関する知識の普及啓発



## **第5章 計画推進のための役割**

### **1 県民に期待される役割**

### **2 医療機関等に期待される役割**

#### **(1) 医療機関**

- ①がん診療連携拠点病院
- ②その他の医療機関
- ③医療提供施設（薬局等）

#### **(2) 医師会等**

#### **(3) 検診機関**

#### **(4) 事業者，健康保険組合等**

### **3 行政の役割**

#### **(1) 県の役割**

#### **(2) 市町村の役割**